

第4回 官製談合防止法違反に係る再発防止検討委員会 報告書

1. 開催日時場所 令和2年11月19日 9:00～10:30 委員会室

2. 報告事項

(1) 裁判を傍聴して

○教えた経緯

3/5 ごろにも武村被告から電話で設計額を聞かれたが、その時は「ちょっと違いますね。低いですね」と答えていた。

3/9 武村被告が池上に設計金額を聞こうと連絡を取ったが、直ぐには出なかった。池上は保育所関係で出かけていて家に帰ってから携帯に連絡があっているのに気づき、設計のことで積算がうまくいっていないと思い、教育委員会に車で行ってから事務所から電話を掛けた。

電話したら、「もう分からんけん、ぶっちゃけ金額を教えてくれ」と頼まれた。その時は、事務所に誰かいたので、設計額などをメモして事務所まで行き、最初は直工費幾らと教えだしたが、設計額だけで良いからと言われ、設計額だけを教え、持って行ったメモも置いてきた。(池上メモは後でシュレッダー処理。)

○教えた背景

子どもたちの授業に支障がでないように。

町内唯一の地元業者にとらせて、地元を潤したかった。

ダイニチには随契でもすぐに対応してもらっていたので社長への信頼があった。

自分の事務が軽くなると思った。

○金銭等の授受

一切なし。

○ばれるとは思わなかったのか

検察から入札で3件ダイニチが落としたが、怪しまれるとは思わなかったのか問いに対し、ダイニチが話さない限り事件は表には出てこないと思っていた。ダイニチが落札して安堵した。

○反省の弁

前回の事件を十分理解していなかった。後悔しかない。考えの甘さがあった。やってはいけないことと理解していた。懲戒免職になることも理解している。

町民、町長、教育長、職員。家族、いろんな人に迷惑を掛けた。全ての方に申し訳なく思っている。

(2) 官製談合再発防止調査特別委員会

11月16日の議会全員協議会の中で、官製談合の特別委員会を作るという話があり、11月30日の臨時議会で正式に発足する。メンバーは議長を除く13名。

(3) 携帯電話

○公判の中で「町の規則に反して」などの答弁があったが、文書化はしていない。

○携帯は前回の事件でも指摘されたため、業者とのやり取りは個人の携帯ではなく、役場に直接かけてくるよう業者にも令和元年5月13日に文書で依頼をしている。

○水道課は、普段はしていないが、水道管の破損など緊急事態の時には、どうしても使用しなければならない時もあり、そういった時はやむを得ず携帯で業者に連絡を取っている。

○本町は小さな町であり、仕事以外での地域の役員であったり、PTAであったり、消防、壮年会など、いろいろな団体の中で、業者の方と接する機会が多くある。仕事外の携帯使用の制限はできない。

○地元の方との協働作業を進めていくためには、どうしても携帯電話で連絡を取り合わなければならない場合がある。

○今後、以上のような実態を踏まえ仕事上での携帯の使用ルールをもう一度検討する必要がある。

(4) 外部委員からの意見

○今回の公判をもって、ようやく全容がつかめたので、正式にお願いに行く。

○今後月1回ぐらいのスケジュールでお願いすることになると思う。

○職員倫理条例については、外部委員さんの意見を伺うとなると12月の上程は難しいと思う。そうすると3月の定例会前に臨時議会を開くのか、3月の定例会で行くのか。3月の定例会でも2月中旬の全協で説明となるので、そのスケジュール感で作業を進めてもらいたい。

(5) 相見積もり

○現在文書化はされていないが、5万円以上は2社以上見積をとると運用で行っている。この額が適当かどうか、他市町の状況も聞き合わせながら、現在第1部会で検討している。

○事件の背景となったと指摘されたもう1社の見積を相手業者に準備させたということに関しては、扱っている業者がないなど、特殊性のあるものについてはあっているようで、今回の事件で指摘されたような相見積もりの場合も含め、実態を把握し対応を検討しなければならない。

(6) その他

○情報公開、できるだけ経過を公開するようしなければならない。

5. 閉会